

## 平成 30 年度第 2 回愛知県環境審議会専門調査員協議会 会議録

### 1 日時

平成 31 年 2 月 18 日（月） 午後 2 時から午後 4 時 30 分まで

### 2 場所

愛知県東大手庁舎 1 階 あいち環境学習プラザ セミナー室

### 3 出席者

#### (1) 専門調査員

福岡専門調査員、瀧崎専門調査員、中西専門調査員、成田専門調査員、村松専門調査員、岡田専門調査員、榊原専門調査員、水野専門調査員、木村専門調査員、中尾専門調査員、服部(俊)専門調査員、森専門調査員、山岡専門調査員、吉田専門調査員  
(以上 14 名)

#### (2) 事務局

愛知県環境部自然環境課：大橋主幹、河野技師、矢島主事

尾張県民事務所環境保全課：中村主査

尾張県民事務所 海部県民センター環境保全課：上矢主事

尾張県民事務所 知多県民センター環境保全課：原田主任主査

西三河県民事務所環境保全課：阿久津主査

(以上 7 名)

### 4 議題

#### (1) 平成 30 年度愛知県自然環境保全地域等の追跡調査の結果について

##### ア 自然環境保全地域

平成 30 年度の愛知県自然環境保全地域の追跡調査結果について、各専門調査員から追跡調査報告書に基づき報告があった。なお、欠席した専門調査員の報告については、事務局が代読し、指摘に対する回答を行った。

#### 《主な意見等》

##### ① 田之士里湿原（豊田市）

##### (中西専門調査員)

状態の良い湿原だと思われるが、豊田加茂環境保全課による 2005 年の報告書と比較すると、湿地性植物の減少が見られ、チゴザサ、ヤマイ、アブラガヤ、サワヒヨドリ、チダケザシ、ヒメシダの増加が見られる。湿地性植物が減少した原因はシカの食害であると考えられ、侵入を防ぐネット等の設置が必要である。ササやシダ等が増加した原因は、シカの食害による競争種の減少と水の流入量減少によって生育環境が適地化したことが考えられる。このため、水の確保をするために上部スギ、ヒノキの伐採を考える必要がある。

また、湿地下部（西）では木本類が繁ってきたため、周囲の湿地植物を被陰する場合には除去する必要がある。

(榊原専門調査員)

安定した水量が供給されており、状態の良い湿原だと思われる。

(中尾専門調査員)

人の手が入って管理されている状況がよく分かり、今後も手入れの継続をお願いしたい。特別地域内に多数のゴミが放置されていたので、ゴミを放置しない・不法投棄をさせない啓発・掲示が必要である。

また、特別地域内の石畳遊歩道の修繕等が必要になった時のために、当遊歩道の施工経緯を提示してほしい。

(協議会事務局)

鹿の食害については各市と連携し、計画的な捕獲を進めるとともに、今後、現地にて状況確認を行い、必要に応じて柵へのネット設置等の対策を検討する。

上部スギ、ヒノキの伐採については、土地所有者に状況を話し、伐採の検討を依頼した。

湿地下部の木本類は、周囲の湿地植物を被陰していたため、土地所有者と協働して除去を実施した。

不法投棄については、土地所有者と協働して、不法投棄禁止の掲示を検討するとともに、啓発を実施していく。石畳遊歩道の施工経緯については、ファイルの保存年限が過ぎており、記録がない状況である。

## ② 蓮華寺寺叢（あま市）

(福岡専門調査員)

様々な高木類、低木類、草本類が確認された。調査地域は保全されていて大きな変化はないように感じられた。地域周辺の水田環境等も合わせて保全できるとよい。南側にある解説板は老朽が激しいため修繕を行いたい。

(岡田専門調査員)

社叢の保存状態は良く、特に問題はない。

(吉田専門調査員)

最高位付近が一部改変されていたので、これ以上の改変が起これないようにされたい。それ以外は地学的に特に問題はない。

(協議会事務局)

解説板は、建替を実施する。また、自然環境保全地域内の行為における許可申請制度を周知徹底し、地域の状況を適宜確認していく。

## ③ 青鳥山（西尾市）

(神戸専門調査員)

(事務局より代読) 地域内の主な植生は、段々畑の放棄地にエノキやヤマザクラの巨木などが自生する二次林である。ゴルフ場からのロストボールが多く落ちており、また2か所においてゴルフ場側からのヒューム管により保全地域への排水が行われ表土の流出も見られるので、改

善されたい。

過去の調査報告において、地域内にハンレイ岩やペグマタイトなどの保全対象物が見られないなどの報告があり、保全のあり方を検討されたいが、それに関連して、保全地域の近くにあり多くの人の目に触れる八幡神社の境内に解説板を設置することを提案する。

(緒方専門調査員)

(事務局より代読) 9種類の鳥類、23種類の昆虫類、9種類のクモ類が確認された。特別地区の制札板が傷んでいるので取り替えていただきたい。特別地区に至る通路は草が繁茂して歩くことも困難な状態で、脇の竹林はあれているので手入れが望まれる。

(原瀬専門調査員)

(事務局より代読) ハンレイ岩、ペグマタイト、キララは確認できなかった。花崗閃緑岩は転石のほか、露頭が見られた。地形・地質に関して特に大きな変化はみられないが、放置されたモウソウチクの広がり、みかんの段々畑の放置、ゴルフ場からのロストボールが見られた。地域内へのゴミの投機はなかった。

地形・地質に関しては、現状として、保全のために早急に措置を考える必要はないと思われる。しかし、みかんの段々畑やモウソウチクの放置などから何を保全しているのか分かりにくいので措置を考える必要がある。また、引き続き、隣のゴルフ場には、保全地域境界付近の自然環境について高い意識をもっていただけるようお願いし、監視活動を続けていく必要がある。

(協議会事務局)

適宜、草や竹等の手入れをして保全を図ることを検討する。ゴルフ場には、ロストボールや排水がなされないよう改善を依頼するとともに、監視を適宜行っていく。制札板は、更新することを検討する。

#### ④ 海上の森(瀬戸市)

(成田専門調査員)

湿地の保全は自然の遷移との戦いである。屋戸川の湿地群などは、湿地性植物の個体数の減少や消滅などの問題に直面する前から、個々の湿地の特徴を掴んで、ヌマガヤやツルヨシなどの大型草本類の刈取を行うなどの対策を講じる必要がある。屋戸湿地に敷設された通路の金属板は水の流通を遮断する事もなく、安全で耐久性もあり外観もよい。

(服部(伸)専門調査員)

(事務局より代読) 23種類の野鳥が確認され、キビタキの多さに驚かせられた。道はよく整備され、歩きやすかった。標識番号入りの地図と現地の案内標識を利用すれば、道に迷うことはまずないが、幼児森林体験フィールドの案内標識を雑木林の中に入った所に案内表示があるとよい。

(山岡専門調査員)

地学的には大きな変化はない。海上の森センターのすぐ北東に露出する猿投山北断層は極めて貴重な露頭であるが、草に埋もれていて残念である。そのため、見学できるように説明板を設置し、パンフレットやルートマップなどに情報を掲載してほしい。

(協議会事務局)

湿地の保全については、管理者である海上の森センターと協働や意見交換をしながら、今後も定期的な巡視を行い、現状把握と対策に努めていく。なお、毎年12月頃には、保全団体と協働して、屋戸湿地の大型草本類の刈り取りをしている。

案内標識については、海上の森センターに情報提供したところ、標識を増やす検討をするとの回答を得た。

猿投山北断層の露頭については、海上の森センターに除草を依頼した。今後、説明板設置とパンフレットやルートマップなどへの情報掲載について、協議していく。

(中西専門調査員)

屋戸湿地の草本類の刈り取り作業は、9～10月に実施した方が効果的である。

(協議会事務局)

来年度は9～10月に実施するよう保全団体と協議する。

イ 自然環境保全地域候補地

平成30年度の愛知県自然環境保全地域候補地の追跡調査結果について、各専門調査員から追跡調査報告書に基づき報告があった。

《主な意見等》

① 滝の水池（尾張旭市）

(村松専門調査員)

地域内には小さな湿地が5カ所存在し、希少な湿地性植物が多く見られる。また、レッドリストあいち2015で絶滅危惧IA類に指定されているマメナシも自生し、実生で増殖しており、極めて重要な要素を含む地域となっている。しかしながら、開発圧があるので、地域の保全を図ってほしい。

池の南側にかかる巡検橋の下辺りは、秋に水が引いて、ウキシバ、タチモが大群生する極めて重要な地なので、現状通り秋に水を落とす必要がある。また、湿地周りには、マツ、イヌツゲ、ソヨゴ等の樹木やササが繁っており湿地性植物を被陰しているので、伐採する必要がある。

(木村専門調査員)

池ではイシガイの新しい死骸があり、イシガイが生息している可能性が高い。イシガイは河川性の種であるが、水質環境の良い湖沼にも個体群が残されていることがある。また、外来種のサカマキガイの個体数が非常に少なく、ヒメタニシの生息が認められなかった。このことは、池の富栄養化度合いは低いことを示している。

非常に貴重な地域であるため、陸上部分、湖沼部分を含めて自然環境の保全が望まれる。

(森専門調査員)

滝の水池周辺で育まれてきた生態系の維持には、単に池のみを保全するだけでは片手落ちであり、湧水涵養のメカニズムを理解した上で保全計画をたてる必要がある。湧水涵養のため、

池の北側、東側の地域は、これ以上の開発を行われぬようにされたい。道路東側の森林地域の保全も重要である。また、湧水確保のため、池周囲の木々の間伐が必要である。

(木村専門調査員)

森先生報告のとおり、貧栄養の地質システムが滝の水池区域全体に効いている可能性があり、水質がとてもよい。二枚貝の他、タナゴ類が生息しているかもしれない。地質が改変されるとその環境が壊れる可能性があるので、注意されたい。

(協議会事務局)

秋の水落としについて、今後も現状が維持されるよう、池の管理者等に確認していく。樹木の除伐やササの刈取は、土地所有者と協議して検討する。また、土地所有者には、この地域が極めて貴重な地域であることを説明していく。

当地域は、湧水涵養に重要な道路東側区域も含めて、鳥獣保護区特別保護地区に指定されており、工作物の建築、水面の埋立、木竹の伐採は規制されており、現在、当地域及び道路東側区域において開発の予定はない。なお、自然環境保全地域への指定は、土地所有者等に協議しているが、調整は難航している。

## ② 蒲池海岸（常滑市）

(瀧崎専門調査員)

海岸植生は基本的に良好に保たれている。スナビキソウは時期的に個体が小さかったが、生育状況に不安はない。

外来種のアツバキミガヨランの駆除は根気よく続ける必要がある。以前、当種が群生していた場所にヒメヒマワリの群落ができており、誰か花壇にしたい人がいると思われる。自然環境保全地域候補地であることの周知と、外来種を植えることは禁止行為であることを周知する看板などの設置が望まれる。

以前確認したウチワサボテンは除去されてなくなっていたが、アメリカネナシカズラがハマゴウに何か所も寄生していた。あまり広がるようだと植生にダメージがあると思われる。宿主を選ばないので、スナビキソウが寄生される恐れもある。

堤防道路を挟んで、キョウチクトウが多数生育しており、海岸側に侵入してこないか注意する必要がある。海岸には、台風による漂着物がとても多く、大きな流木も流れ着いていた。

(水野専門調査員)

台風の影響で潮間帯に多くの漂着物が見られた。ペットボトルやプラスチック製の食品容器などのゴミも目立った。

海草や流木の下、潮上帯の砂地には、多くの昆虫が見られた。ヤマトマダラバッタの個体数は、前回に比べて調査が早かったからか、増加していた。ハマゴウは前回の調査では見られなかった外来種であり、外来種のタイワンタケクマバチが吸蜜していた。

防砂のためと思われる緑色のフェンスが風で痛んだまま放置され、景観を損ねていた。景観維持のための海岸の一角の清掃が必要かもしれないが、海草や流木を取り除いてしまうと生息する生物に影響を与えるので慎重に対処しなければならない。

(服部(俊)専門調査員)

地質の大きな変化は認められないが、重機のキャタピラによる自然地形や植生の破壊が見られた。安易な重機の侵入は制限すべきである。

ペットボトルを中心とした漂着ゴミが目立つので、定期的な除去が必要である。また、保全地域指定を見越した解説などがあるとよい。

(協議会事務局)

アツバキミガヨランについては、今年度の4月と11月に駆除作業を実施した。4月は、県職員等により、株を伐採して切口にグリフォサート剤を塗布し、11月は、企業とも協働して、株の掘出をした。生息状況を確認しつつ、来年度以降も駆除作業を継続する予定である。

外来種植栽禁止等や保全地域指定を見越した看板設置については、市町村や管理者の建設事務所を含めて、検討、協議する。また、昨年度には、回覧版により、近隣住民に外来種植栽禁止の周知をしているが、再度周知するよう市町村に協議する。

砂防フェンスは、地元自治区が定期的に交換している。海岸のゴミについては、地元自治区、地元小学校、漁協、ボランティア、企業等により、定期的に清掃を実施している。また、地元自治区や漁協からの依頼により、市町村が海岸漂着物の処置を行っているが、海草や流木を取り除かないよう依頼、協議する。

重機については、地元自治区や漁協からの依頼により、市町村が漁業や観光に影響を与える漂着物を取り除くために使用することがあるが、植生の破壊に十分注意するよう周知する。

(中西専門調査員)

重機については、しっかりと侵入ルートを決めて、植生の破壊がないようにされたい。

(協議会事務局)

そのように、市町村に協議する。

(瀧崎専門調査員)

アツバキミガヨランは、駆除が成功したら珍しい成功事例になる。やり方を記録に残しておくとうい。

(協議会事務局)

記録は残しておくようにする。

(2) 研究発表

- ・福岡専門調査員（植物部門）から「岐阜県植物誌調査会17年の歩み」について、研究発表がなされた。

(3) その他

- ・次回の平成31年度第1回専門調査員協議会については、動物部門の専門調査員が研究発表を行うこととなった。

- ・愛知県環境審議会専門調査員協議会の会議録については、愛知県環境審議会運営規程第7条第1項の規定に基づき、成田専門調査員（植物部門）及び吉田専門調査員（地形・地質部門）が署名者に選出された。